

長崎市告示第 5 6 2 号

長崎市歯周疾患検診事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日

長崎市長 鈴 木 史 朗

長崎市歯周疾患検診事業実施要綱の一部を改正する要綱

長崎市歯周疾患検診事業実施要綱（平成 1 5 年長崎市告示第 2 9 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分のように改める。

改正後	改正前
<u>長崎市歯周病検診事業実施要綱</u> （趣旨） 第 1 条 この要綱は、歯周疾患の症状が進行する年齢にある者に対し、その口腔保健行動の改善を促し、望ましい口腔保健状態の維持及び増進並びに日常生活における Q O L（生活の質をいう。）の向上に貢献するため、<u>歯周病検診</u>（以下「検診」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。 （検診の報告） 第 7 条 選定医療機関（歯科医師会の会員から同会が検診機関として選定したものをいう。次項において同じ。）は、検診終了後、<u>長崎市歯周病検診票</u>（第 1 号様式。以下「検診票」という。）を歯科	<u>長崎市歯周疾患検診事業実施要綱</u> （趣旨） 第 1 条 この要綱は、歯周疾患の症状が進行する年齢にある者に対し、その口腔保健行動の改善を促し、望ましい口腔保健状態の維持及び増進並びに日常生活における Q O L（生活の質をいう。）の向上に貢献するため、<u>歯周疾患検診</u>（以下「検診」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。 （検診の報告） 第 7 条 選定医療機関（歯科医師会の会員から同会が検診機関として選定したものをいう。次項において同じ。）は、検診終了後、<u>長崎市歯周疾患（歯周病）検診票</u>（第 1 号様式。以下「検診票」と

医師会に提出するものとする。

2 歯科医師会は、選定医療機関から提出された検診票の内容を確認のうえ、取りまとめて長崎市歯周病検診事業実施報告書（第2号様式）を作成し、選定医療機関から提出された検診票とともに市長に提出するものとする。

3 歯科医療機関は、検診終了後、検診票及び長崎市歯周病検診事業実施報告書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

4 [略]

いう。)を歯科医師会に提出するものとする。

2 歯科医師会は、選定医療機関から提出された検診票の内容を確認のうえ、取りまとめて長崎市歯周疾患検診事業実施報告書（第2号様式）を作成し、選定医療機関から提出された検診票とともに市長に提出するものとする。

3 歯科医療機関は、検診終了後、検診票及び長崎市歯周疾患検診事業実施報告書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

4 [略]

第1号様式中「歯周疾患（歯周病）検診」を「歯周病検診」に改める。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

(あて先) 長崎市長

所在地
名 称
代表者氏名

長崎市歯周病検診事業実施要綱第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

[illegible]

支払事務委託料

人数		名田
金額		

所在地
名 称
代表者氏名

[illegible]

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に印刷された改正前の長崎市歯周疾患検診事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。